

共済貯金の利息にかかる「復興特別所得税」のお知らせ

平成23年12月2日に公布されました「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)」に基づき、平成25年1月1日より「復興特別所得税」が課税されることになっております。

これは、所得税全体を対象としており、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間にわたり所得税の額に対して、2.1%を乗じた金額が追加的に課税されるものです。

この「復興特別所得税」は、共済組合が実施する「共済貯金」に対する利息に対しても、次のとおり課税されることをお知らせします。

	平成24年12月31日まで (現行制度)	平成25年1月1日～ 平成49年12月31日
源泉徴収税率	所得税 15% 住民税 5%	所得税及び 復興特別所得税 15.315% 住民税 5%

【注】(1) 利息の計算期間に関わらず、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払を受けるべき利息に対し、上記の税率で源泉徴収されます。

(2) 共済組合へ非課税貯蓄申告書を提出されている方で、貯金残高が非課税限度設定額を超過していない場合には、「復興特別所得税」は課税されません。